

平成 27 年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 26 年 8 月
環境省総合環境政策局

東日本大震災では、地震、津波、原子力発電施設の事故が複合的に発生し、甚大な被害が生じた。発生から3年5か月以上が経過した今も、多くの被災者が厳しい生活を余儀なくされている。我が国は、震災からの復興の歩みを着実に進め、安全安心で持続可能な社会を実現しなければならない。環境の側面からも、放射性物質による環境汚染に対して国として必要な措置を講じていくほか、災害廃棄物処理や中間貯蔵施設の整備などの課題について政府一丸となって全力で取り組んでいく必要がある。防災対策・原子力規制については、国民の生命、健康、財産の保護、環境の保全等のため、引き続き、取組を充実させることが必要である。

地球温暖化対策については、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとともに、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間は、「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、地球温暖化対策に取り組むこととする。

また、我が国の優れた環境技術を生かした「攻めの地球温暖化外交戦略」(平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告)を着実に実施するとともに、平成32年以降の新たな国際枠組みの合意に向け貢献していくことが重要である。

世界では、持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の拡大に向けた取組が広がっている一方で、今日の我が国においては、環境負荷の低減とともに、動き始めた「経済の好循環」を引き続き回転させ、本格的な成長軌道に乗せていくことが大きな課題となっている。また、こうした経済の好循環の波を全国に広げていくこともまた大きな課題であり、環境の保全とその取組を通じて個性あふれる地方の創生による地域経済の活性化を実現していく必要がある。

このため、我が国においても金融メカニズム等を活用して、環境問題への対応と経済成長を両立させ、持続可能な環境と経済発展を目指すグリーン経済を実現するとともに、災害時のリスク分散及び自然資源の活用の観点から再生可能エネルギーや分散型電源の導入を図りつつ、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会が統合的に達成されるような真に持続可能な「循環共生型社会」(「中央環境審議会意見具申」(平成26年7月))の実現を目指していく必要がある。

加えて、国内の優れた環境技術の研究開発のより一層の推進と技術の蓄積を通じて、世界における持続可能な社会の構築に向けた取組に貢献していくことが重要である。

以上のように、安全安心で持続可能な社会づくり及び震災からの復旧・復興のための施策が求められている。このことを踏まえ、平成27年度の環境保全経費の概算要求に際しては、以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策

(1) 環境基本計画の「重点分野ごとの環境政策の展開」に係る施策

第四次環境基本計画における各施策の中でも、第2部第1章において「重点分野ごとの環境政策の展開」として示された事項に係る施策については、関係する主体が相互に協調と連携の強化を図りつつ、優先的に取り組むこととする。

なお、第四次環境基本計画においては、中央環境審議会が同計画に基づく施策の進捗状況などを点検することとされており、平成25年12月に第1回点検結果が閣議に報告された。予算要求に当たっては、その中で提言されている事項の具体化にも配慮することとする。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興と放射性物質による環境汚染の防止に向けた施策

引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に向けた環境保全に係る施策の実施のために必要な予算の確保に努めることとする。特に災害廃棄物の処理や、放射性物質による環境汚染への対処、地域振興等自然資源の活用及び再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域社会の構築に向けたグリーン復興の取組等については、重点的な展開が図られるよう努めるものとする。

また、防災対策及び原子力規制に関する取組を確実に実施する。

(3) 低炭素社会創出に資する再生可能エネルギー・省エネルギーの推進に関する施策

再生可能エネルギーや省エネルギーについては、東日本大震災以降、事業者及び国民による取組が拡大してきたことを踏まえ、これをさらに加速させ、我が国の技術と知恵を活用しながら、低炭素社会の創出に資するよう、最大限の推進を図るものとする。また、世界に先駆けて未来を先取る環境技術開発の推進、環境金融の促進、市場のグリーン化等の取組を強化する。

(4) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合的達成の構築に係る施策

関係府省においては、以下の計画等に沿って、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会が統合的に達成される真に持続可能な循環共生型社会の構築に向けた施策の推進に努めることとする。

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定）

2 環境保全経費の事項等

環境保全経費の事項等については、関係府省においては第四次環境基本計画の第2部第4章「環境保全施策の体系」に示された施策の体系及び環境基本法の改正により放射性物質による汚染の予防が環境保全に含まれることになったことを踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 地球環境の保全

- (2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用
- (3) 物質循環の確保と循環型社会の構築
- (4) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全
- (5) 大気環境の保全
- (6) 包括的な化学物質対策の確立と推進
- (7) 放射性物質による環境汚染の防止
- (8) 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

3 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策の展開

上記 1 に係る施策を、上記 2 の事項等に沿って整理し例示すると以下のとおりである。

(1) 地球環境の保全

- ・省エネ機器やエコ住宅等の大幅導入、低炭素ライフスタイルの促進等省エネ・省 CO₂ 対策の推進、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス等）の導入加速化、森林吸収源対策
- ・低炭素に資する地域・都市構造や交通システムづくり
- ・改正フロン類法の全面施行を受けた排出抑制対策の強化
- ・気候変動による影響への適応策
- ・被災地の復興に向けた再生可能エネルギーの導入の取組
- ・節電に向けた取組
- ・地球環境観測衛星及び静止気象衛星等の開発による地球環境に係る監視、予測、影響評価、調査研究

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用

- ・希少種や野生鳥獣等の野生動植物の保護管理、外来生物対策、動物愛護施策
- ・重要地域の保全とこれらの中核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
- ・自然環境データの収集・整備・提供
- ・多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する取組の促進
- ・国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全
- ・COP10 の成果を踏まえた、国内外の取組のより一層の推進、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ
- ・被災地の自然環境を活かした地域復興に向けた取組
- ・国立公園をはじめとした自然豊かな地域における地域活性化の取組

(3) 物質循環の確保と循環型社会の構築

- ・資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップによるその加速化

- ・ものづくりの段階での3Rの内部化
- ・廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化
- ・巨大災害発生時におけるがれき等の災害廃棄物処理の推進のための取組
- ・循環型社会構築の基礎となる施設整備の推進

(4) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

- ・水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
- ・利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
- ・流域全体で、貯留浸透・涵養能力の保全・向上
- ・取組の国際的な発信、世界の水問題への貢献
- ・閉鎖性水域における環境改善のため、流域全体を視野に入れた総合的、重点的な施策の推進
- ・漂流・漂着・海底ごみの回収・発生抑制対策等の推進

(5) 大気環境の保全

- ・健康で快適な都市の生活環境に資するための良好な大気環境の確保
- ・大気汚染防止に資する都市・交通システムの構築
- ・大気汚染物質の排出削減等

(6) 包括的な化学物質対策の確立と推進

- ・SAICM国内実施計画等に基づく有害性・ばく露情報の収集、新たな手法の検討を含む科学的なリスク評価、ライフサイクル全体のリスク管理・削減の推進
- ・子どもの健康に与える影響を解明するための調査・研究等予防的な取組方法の観点に立った未解明な問題への対応
- ・リスクコミュニケーションの推進等による国民の安全・安心の確保
- ・昨年採択された水俣条約に関し、今後の政府間会合交渉への国際的な貢献や国際的協調下での責務の履行、我が国の経験を活かしたアジア地域等への積極的な国際協力

(7) 放射性物質による環境汚染の防止

- ・放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染等の措置等の推進
- ・放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ・放射性物質の監視・測定
- ・原子力利用における安全の確保

(8) 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進

- ・ 経済的手法の検討
- ・ 環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
- ・ 環境投資等環境金融の促進
- ・ グリーン購入をはじめとする政府調達の実施の推進
- ・ 国際市場を視野に入れた取組

国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- ・ 地球規模、地域的及び二国間の各レベルでの環境に関する枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
- ・ 優れた低炭素技術の海外展開
- ・ 東アジア地域を中心とする環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みの普及
- ・ 開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
- ・ 多様な主体との連携の確保と情報、人材等の基盤整備
- ・ アジア太平洋における我が国の技術・ノウハウを活かした廃棄物処理システムの構築や循環産業の海外展開

個性あふれる地方の創生による持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- ・ 被災地におけるエコタウン等環境保全の観点からも望ましい地域づくりに向けた取組
- ・ 技術パッケージや社会経済システムの全体最適化による技術力の向上や技術の社会実装、グリーン・イノベーションやグリーン成長の実現、震災復旧、復興対策等に向けた環境分野の研究・開発の重点的推進
- ・ 地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のために行動する人づくり
- ・ コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワークづくり
- ・ 低炭素社会・循環型社会・自然共生社会等の実現に向けた環境負荷の少ないライフスタイルの変革への取組
- ・ 「環境未来都市」、「環境モデル都市」に対する支援や優れた事例の全国展開等による環境保全の地域づくり
- ・ 環境情報戦略に基づく環境情報の整備と提供の基盤整備
- ・ 事業に伴う環境影響を回避・低減する適切な評価・審査の実施及び戦略的環境アセスメント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

4 その他の環境保全に係る施策等

- (1) 上記のほか、政府においては、以下の計画等により今後の環境保全に関する考え方や施策が示されており、関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（平成18年3月30日決定、平成23年6月3日改訂、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議決定）
- ・バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）
- ・森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）
- ・第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）

（2）2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会においては、最新の環境技術の導入等により環境にやさしい大会を実現し、世界最高水準の「環境都市東京」を目指した取組を進める。併せて、こうした経験を日本及び世界の大都市圏等に広め、日本の環境技術と制度を生かした環境都市の実現に向けた取組を進める。